

県民税の均等割のみ申告される法人様（※）へ

※熊本県において、収益事業を行わない公益法人等

下記のとおり法人県民税の申告時期がまいりますので、3月中旬以降に別途郵送される申告書（第11号様式）及び納付書により、期限までにご申告・ご納付をお願いします。

記

- 1 申告の対象となる期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 2 申告の期限 令和8年4月30日（木）
- 3 課税の根拠

地方税法第24条第1項第3号、第52条及び53条
熊本県税条例第26条、第37条及び第38条
熊本県水とみどりの森づくり税条例第3条

注）熊本県におきましては、収益事業を行わない公益法人等（収益事業を行わない特定非営利活動法人を除く）に対する法人県民税均等割の減免規定はありません。

【均等割額】

資本金等の額の区分	標準税率	超過税率	合計
① 公共法人及び公益法人等のうち均等割を課すことができないもの以外 ② 収益事業を行う人格のない社団等 ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 公益社団法人及び公益財団法人 ⑤ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。①～④を除く。） ⑥ 資本金等の額が1千万円以下	年20,000円	年1,000円	年21,000円
資本金等の額が 1千万円 超 1億円 以下	年50,000円	年2,500円	年52,500円
資本金等の額が 1億円 超 10億円 以下	年130,000円	年6,500円	年136,500円
資本金等の額が 10億円 超 50億円 以下	年540,000円	年27,000円	年567,000円
資本金等の額が 50億円 超	年800,000円	年40,000円	年840,000円

※ 1 算定期間中、事務所等の新設又は廃止があり、事務所等を有していた期間が1年に満たない場合は月割計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

2 熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入しており（上表に示す「超過税率」の部分）、その額は、標準税率の5%相当額です。